

農村人民公社の所有制と發展構造

——「生産隊を基本とする三級所有制」——

松野 昭 二

- 一 問題提起として
 - 二 「生産隊を基本とする三級所有制」の主体と対象
 - 三 人民公社における生産と管理制度
 - 四 人民公社における分配関係・分配制度
 - 五 所有構造のいっそうの發展・社会化
- 〔補論〕「政・社会」

一 問題提起として

あらゆる社会制度の基礎には、一定の歴史的所存形態が存在する。したがって、所有の問題は、人類社会の歴史において、つねに、もっとも関心をひく事柄であった。所有形態、とりわけ生産諸手段の所有形態の問題が、社会發展における急速な変革の時期つまり革命の時期にすぐれて鋭く提起されたことは歴史が疑いなくしめしているところである。エンゲルスは指摘している；「これまでにおこったすべての革命は、ある姿態の所有を他の姿態の所有にたいしてまもるための革命であった」(『家族、私有財産および国家の起』¹⁾、

世界が二つの体制——社会主義体制と資本主義体制——に分裂し、資本主義体制から新しい諸国が脱落して社会主義的な発展の道を進み、社会主義世界体制が人類社会の発展の決定的要因になりつつある現代において、社会主義的所有に関する問題は、社会的理論と社会的実践の中心課題の一つとなっている。「社会主義社会においても、基本的な矛盾は、やはり、生産関係と生産力との間の矛盾であり、上部構造と経済的基礎との間の矛盾である」〔毛沢東「人民内部の矛盾の正しい処理の問題について」以上、すなわち、社会主義が社会発展の基本法則の作用範囲をでない以上、その、生産関係の総体を規制する所有の問題は、いぜんとして第一次的な理論的・実践的意義をもつものである。そして、現在、社会主義諸国が社会主義体制・生産方法をいっそう発展させ、さらにしだいに共産主義へ移行する段階でとくに基幹的な重要性をもつて提起されているのは、じつに社会主義的集団所有が一段と社会化し全人民的所有と融合して共産主義的な単一の全人民的所有を創設する問題である。一九五八年三月以来ソ連邦でおこなわれてきた一連の農業改革（M.T.S改組とコルホーズの連合強化など²⁾）および一九五八年夏いご中国における人民公社運動は、いずれもこの問題に直接ふれるものである。

従来、こうした基幹的かつ今日的な意義をもつ人民公社の所有制について、福島正夫氏は所有法・所有権あるいは農民の所有意識の視角から、山下龍三氏は主として階級関係・階級路線の角度から、それぞれに周到な、示唆にとむ考察をこころみられている³⁾。歴史上存在した所有権は、所有・その形態に照応するものであるが、それは意思諸関係を表現するものであって、経済諸関係を表現するものではない。法的範疇ではなくすぐれて経済的範疇にぞくする所有の問題を、法律・法学的見地ないしは政治組織論の見地からとり扱うことによっては、問題の核心を基本的な次元においてとらえることはできないであろう。マルクスはブルジョア的所有諸関係を分析する

に際してもつべき視点にふれて、「これら所有諸関係の総体を、意思的關係としてのそれらの法律的表現においてはではなく、それらの現実的形態、つまり生産諸關係としての形態において包括するところの『経済学』の批判的分析によつてのみこたえうるものであった。」(高木祐一郎訳『哲学』(の益田)二〇八頁)とのべているが、この視点は人民公社の所有制を扱うにあたつても、当然に運用されるべきであると考ええる。したがつて、所有の主体と対象をあきらかにするばかりか、その所有が実現される人々の社会的諸關係をもあきらかにすることによつて、人民公社における社会主義的集団所有の特殊性を追及する必要がある。以下の小稿は、こうした視点にたつてきわめて端緒的な分析をこころみよつとするものである。

1) 「一言でいえば、共産主義はいたるところで、現在の社会的・政治的状态に反対するあらゆる革命的運動を支持する(段落)。これらすべての運動において、共産主義者は所有問題を、それがどの程度に發展した形態をとらうとも、つねに運動の基礎として強調する」(『共産党宣言』大月書店、八一頁)。

2) フルシチョフ「工業および建設の管理組織のいっそうの改善について」(一九五七年五月七日)「コルホーズ制度のよりいっそうの發展と機械トラクター・ステーション(MTS)の改組について」(一九五八年三月二七日)「共産主義への移行」合同出版社、一一〇頁〜一六七頁、一六七頁〜二二四頁)をとくに参照。コルホーズ制度の發展とMTSの改組問題は、すでに、おそくともスターリン「ソ同盟における社会主義的經濟的諸問題」(一九五三年九月二八日)以来の理論的・実践的課題の一つであった。(同論文中、とくに、「同志ア・ヴェ・サーニナとヴェ・ゲ・ウエンジェルにたいする回答」を参照。)

3) 福島正夫「人民公社の法的地位」(『東洋文化』第二七号)および「人民公社の研究」(お茶の水書房)を参照。後者において福島氏は、人民公社の所有制の問題を「歴史的・論理的な發展として」(序)究明しようとするが、所有意識・権利關係を主軸とし、かつ人民公社の所有制にふれた公式の諸決議自体の歴史的な發展の究明に焦点をおかれている。山下龍三「中国における所有制の問題と人民公社」(『アジア研究』第六卷第一号)を参照。山下氏は、ソ連邦では、農業集団化完了後、農村における階級的矛盾という問題は全面的にはとりあげられず、しばしばコルホーズ農民として一括されてきたが、

中国においては、高級農業生産協同組合成立後も、集団化の全面的完了後も、その内部での階級関係・矛盾が公式に問題となり、集団化運動と集団経営における「貧農・下層中農に依拠し、中農を味方にひきいれる」階級路線がたえず強調されたという視点から、「階級問題の面からアプローチしたい」としておられる。

二 「生産隊を基本とする三級所有制」の主体と対象

人民公社の生産諸関係を根底から規制し特徴づける生産手段にたいする所有制は、現在のところ、「生産隊を基本とする三級所有制」（以下、「三級所有制」と略称）の内容をもつ、大規模な社会主義的集団所有制である。この「三級所有制」は、人民公社化運動が全国的な範囲で基本的に完了しその運営の諸経験が集積された一九五九年八月にはじめて、中国共産党中央委員会第八期第八回総会（以下廬山会議と略称）において明確に規定されたものである。すなわち、「公社の体制整備にあたって、分級管理、分級計算、労働に応ずる分配、多く働くものが多く取得するという原則を徹底的に遂行し、当面の段階における公社の生産手段について三級所有制を実施することを確定した。生産隊級の所有権は基本的なものであって、公社級の所有権は部分的（現在公社が直接経営する公共経済のほか、年々生産隊から適当な蓄積金を調達できる）であり、生産小隊も小部分の所有権をもつべきである」

（一九五九年八月「増産節約運動」の発展についての決議）¹⁾

- 1) 農村人民公社に関する中国共産党中央委員会の「農村に人民公社をつくる問題に関する決議」（一九五八年八月、以下、北戴河会議と略称）と「人民公社の若干の問題に関する決議」（同年十二月、以下、武昌会議と略称）は、ともに公社における所有制を、社会主義的集団所有と規定しつつも、それを公社単一の集団所有と規定していた。すなわち、「人民公社の成立後、集団的所有制をい、それで、全人民的所有制におらためてはならず、いまのところは、まだ集団的所有制をとるほうがよ

い。」(北載河会議決議)と、全人民所有制への尙早移行をいましめ、また、「農業生産協同組合が人民公社になったことによつて、もとの集団的所有制は拡大し発展し、しかも、若干の全人民的所有制の要素をもつことになったが、……農村人民公社の生産手段と生産物は、現在、基本的にはなお、公社集団所有であつて、国营企業の生産手段と生産物が全人民的所有であるのとはことなる。」(武昌会議決議)と、全人民的所有制との差異を強調し、社会主義的集団所有の具体的内容にまで厳密に言及していなかった。

「生産隊を基本とする三級所有制」の具体的な内容、各地方の個別的な実態は、けつして一様ではなく、それぞれの地方と公社が到達した生産の發展水準・社会経済的条件によつて、まったく多様な形をとっているがその一般的な基準はほぼつぎのようである。

一、生産隊の基本的所有権の対象(所有主体である生産隊はもとの農業生産協同組合に相当する)——土地をはじめとする役畜・大型農具などの主要な生産手段、ならびに集団労働の成果である生産物(農業税などとして国家に納付する部分と公社級へ上納する公社共同蓄積部分をのぞく)、生産隊の経営に適する小規模工業の施設・生産物およびかつての信用・購販協同組合にあたる信用・購販分部など。¹⁾

二、公社級の部分的な所有権の対象(全公社の利益と意志を代表する公社管理委員会が直接の責任をもつ)——生産隊級所有の範囲をこえる比較的大規模な森林・牧場・試験農場などと、大型水利施設、現代的な農業機械(トラクタ²⁾、トラクタなど)、および公社直営の公共諸企業・事業とその収入、さらに生産隊級上納の公社共同蓄積金など。

三、生産小隊の小部分所有権の対象(生産小隊は生産労働の基本組織単位である)——生産隊から請負つた生産任務を超過した部分の一部分、小規模副業の諸道具と生産物、および零細土地の計画外利用による収入など。(正福天島)

『人民公社の研究』一七〇。
茶の水書房、三〇三頁。

第2表 人民公社の発展と規模拡大

	年 月	経営数 (万)	平均戸数 (戸)	平均労働 力(人)	※ ※※	平均耕地面積 (畝)
農協	1958年6月	74.1	170	350		2,000
人民公社	1958年9月	2.64	4,614	9,230		60,000
"	" 12月	2.66	4,637	9,280		60,000
"	1959年9月	2.4	5,100	11,400	※※	66,250

(備考) 国家統計局編『偉大な十年』による。ただし、58年6月と59年9月は買啓允論文(『人民日報』59.9.25), ※は中国研究所『中国研究月報』153号, ※※は筆者推定による。なお、58年9月と12月の公社化率は98.0%, 99.1% (農家総数にしめる参加戸数)であった。

第3表

	人民公社	生産隊	生産小隊
個 数	約24,000	約500,00	約3,000,000
平均戸数	約 5,100	200~300	約40

(備考) 『人民日報』59. 8. 29. および買啓允論文(前表註)による。

この点についてみれば、それが公社単一の集団的所有制を修正したという意味において一歩後退したものであっても、かつて七四万余をかぞえた農業生産協同組合は、公社の体制整備いご約五〇万の生産隊に総合・編成され、その規模も平均一七〇戸から二〇〇戸ないし三〇〇戸へと拡大している(第二・三表を参照)。また、協同組合段階において、協同組合の生産隊は、生産管理の基本単位として協同組合管理委員会と権限をわけ、分級請負い生産責任制を実施することによって、生産隊の使用にゆだねられた土地、農具、

郷規模で経営されていた工場やM.T.Sなどは名実ともに代価を支払って公社に帰属して、公社経営の工場、社有社管あるいは社有隊管などの形で、公社級所有の対象となっている(李平原「人民公社の生産関係とその発展について」『学術月刊』一九五九年一号)。

このような内容をもつ「三級所有制」は、もとの農業生産協同組合の集団的所有制に比べて、あきらかにより大規模であり、また社会主義的社会化がいつそう進んだ集団的所有制の一形態である。まず規模

役畜など生産手段にたいする所有権をもたないなかで、一定の生産物の分配権をもち、先進的な生産隊と貧しい生産隊の間には収入分配上に差異が存在した。¹⁾人民公社では、このような生産分配管理の組織であった協同組合生産隊は公社生産隊の下に生産小隊に改編されて生産労働組織の基本単位となり、生産管理の権限は基本的所有権をもつ公社生産隊という一級上部のより大規模な集団（かつての農業生産協同組合）に引きわたされている。

そして公社生産隊間の各種の差異が「分級管理」実施の現実的な要件となっている。このように、「三級所有制」のもとの生産隊級における生産手段の所有と、生産管理・所得分配の権限は、協同組合段階における「分級管理」の実施経験をもとに、生産隊級に総一されて、その所有の内容は拡大しつつ社会化している。さらに、「三級所有制」は生産隊を基本とする現段階から公社級を基本とする段階へ発展する所有構造上の制度的な契機をもっている。生産隊が公社級に上納する共同蓄積金は公社営経済の蓄積金や国家の公社にたいする財物上の諸援助とあいまって、公社級所有の公共経済の高速度の発展を保証している。生産隊級経済の発展につれてますます増加するであろう公社共同蓄積金の上納という所有構造に蓄積制度は、農業生産協同組合相互の間には制度的には存在しなかったものである。そして、(一) 行政と経営業務が一体化し（補論参照）、(二) 国营諸企業が公社に移管され、(三) もともと全人民的所有の性質をもつ工業などの建設に参加し、(四) また、県あるいは県以上の範囲で公社間の共同建設事業に参加したことによって、公社の集団的所有、なかでも公社級所有の経済には創設の当時から全人民的所有制のいくつかの萌芽が存在している（武昌会²⁾議決議）。

みぎにみたようにその具体的内容において農業生産協同組合よりいっそう大規模で社会化の程度が高い「三級所有制」は、人民公社が、農業生産協同組合をもとに、それらを合併して設立されたという歴史的条件・中国に

おける農業集団化運動の総結果に合致するとともに、(一) 共和国成立いらい、中国史上かつない発展をとげたにもかかわらず、全体として農業における生産力の発展水準がいぜんとして絶対的に低く、(二) 公社級が直接に経営する公共経済が公社内の経済のなかで、とくに生産隊級との対比においてはなお部分的な位置をしめるにとどまり、(三) さらに生産隊と生産隊との間に経済条件の格差、生産・所得水準の格差が存在する、などの農業生産力水準の現段階および農村における基本状況に適應するものであり、「また、公社の全面的な指導と協業の組織化にも役立つており、農業生産と国民経済の発展を促進するうえにも有利であり、さらに、将来の漸次的な移行のための物質的な条件・精神的な条件をつくりだすうえにも有利である」(「隊を基礎とする三級所有制は現段階の人民公社の根本制度である」『人民日報』社説一九六〇年一月二一日)³⁾

1) 鄧子恢は、一九五六年と一九五七年にかけて実施された農業生産協同組合(高級)の整備強化工作が解決した問題は、一、社会主義的分配制度の確立、二、「統一経営、分級管理」の確立、三、分級請負い生産責任制の完備、四、「勤儉経営」と「民主運営」の実施、五、全般的な計画化と、組合員にたいする教育活動の強化、であったとし、つぎのようにのべている。「整備活動のなかで、各地方は『三包奨励制』(労働・生産・コストの請負いと請負い超過にたいする奨励・理由なき未達成にたいする罰則)を実施した。このような制度を実施してのち、協同組合と生産隊の間の関係は安定し、生産任務が明白になったし、生産隊と生産隊の間でも生産任務が決定してのちは、生産の良否にかかわらず一律に平均的に分配するのではなく、超過部分にたいして奨励制がおこなわれるので、生産が良好で収入の高い生産隊の不満は解消し、他方、生産条件が劣悪で収入の低い生産隊は協同組合と国家の援助のもとに生産条件を改善し、豊かな生産隊に追いつくために大いに努力するようになった」(『中国農業の社会主義改造』—『新華半月刊』一九五九年二〇号)。

2) 武昌会議の決議は、「公社の設立によって、集団的所有制の経済に全人民的性格がいくらか濃くなってたいえる」として、この四つの指標をあげているが、一九五九年八月二六日の周恩来報告は、「農村人民公社は、現在なお集団所有制の性質をもつものであるが、その公社級所有権のなかには、すでに全人民的所有制のいくらかの萌芽が存在する」とのべ、公社級所有がとりわけ社会化のすんだ所有であることを明白にしている(「一九五九年国民経済計画の主要指標の調整と

増産節約運動の展開についての報告」——『新華半月刊』一九五九年一七号）。

- 3) 中国共産党農村工作部副部長・陳正人によれば、生産隊を基本とする三級所有制を実施する「主要な理由は、生産隊と生産隊の間に現在、経済条件が同じでなく、生産隊の水準と収入の水準に高低があり、そして、公社級が直接経営し公社のために公有する経済もまだあまり発展できないことにある。このような条件のもとで、もし所有権が基本的に公社級にあるとし、公社全体の統一計算、統一分配とを実施するならば、公社内部の団結と生産の発展に悪い影響をあたえるであらう」とする（前出「人民公社の所有制と分配制度を論ずる」）。また、農業合作処処長・王録も、生産隊の条件の差を無視して、公社全体に一律に労働に応ずる分配をおこなえば、先進的な生産隊の生産意欲を阻害することになるとのべ、（中国研究所『アジア経済旬報』四一—一号）、林一舟も同じ見解をしめしている（「生産隊を強化せよ」——『紅旗』一九六一年二号）。なお、許濂新「現段階における農村人民公社の根本制度を論ずる」（『紅旗』一九六一年一五・一六合併号）を参照。

三 人民公社における生産・管理制度

「農業を基礎とし、工業を主導体とし、重工業の優先的発展と農業の急速な発展を結合する」という社会主義建設の根本方針（毛沢東「人民内部の正しい処理の問題について」前出戦後著作集二〇七頁以下、「工」）のもとで、人民公社の生産・経済諸活動は計画的にすめられ、生産計画・交換・蓄積・消費などの計画は国家の計画と相応し、各級上部管理機関の指導をうける。いうまでもなく、生産の発展は、人民公社制度をつよめ発展させるための中心的な環である。生産発展の基本方針は、国家の全般的な計画と「その土地柄にふさわしく」という原則、「勤儉経営」の原則にもとづいて、集中的な指導と全面的な計画のもとに、分業・協業を組織して、工業と農業を同時に発展させ、自給性生産と商品性生産を同時に発展させることである（（武昌会）
（議決議））。人民公社の経営範囲は、農業と工業の二生産部門、商業・信用などの諸部門を包括しているが（「工・農・商・学・兵の合一」）、その後、経営の多角化はいつそう発展してい

第4表 工・農業生産の発展

	農 業			工 業				
	実 額 (億円)	発 展 指 数		定 額 (億円)	発 展 指 数			
1949年	325.9	100.0		140.2	100.0			
1952年	483.9	148.5	100.0	343.3	244.9	100.0		
1957年	603.5—537.0	185.1	124.7	100.0	783.9—704.0	559.2	228.4	100.0
1958年	671.0	231.4	155.9	125.0	1,170.0	929.4	379.6	166.2
1959年	783.0	270.1	182.0	146.0	1,630.0	1,294.5	529.8	231.5

(備考) 国家統計局編『偉大な十年』、同『1959年国民経済発展に関する公報』による。各実額の左辺は1952年の不変価格、右辺は1957年の不変価格で表示したもの。なお、年平均増加率は、農業=50年~52年—14.1%，53年~57年—4.5%，58年~59年—20.8%，工業=50年~52年—34.48%，52年~57年—18.0%，58年~59年—52.2%である。

る。国民経済的見地からすれば、食糧をカナメとする農業生産の高速度発展、農業労働の生産性向上は、工業と農業の内在的結合をよめ、重工業の優先的發展を軸とする国民経済の高テンポの比例発展を保證する積極的な要因であるが、¹⁾ 公社における林業・漁業・牧畜業・副業および工業の発展テンポと水準も、農業生産なによりも食糧生産の発展テンポと水準によって基本的に決定される。公社における経営多角化の中軸が一般に農業生産にあることは指摘するまでもないが、このことは、一九五八年いご農業の発展テンポが工業発展との相対的比率をたかめている点に端的にあらわれている。すなわち、工業農・間の相対的テンポ比率は、第一次五カ年計画期間に四対一であったが、一九五八年には二・六五対一、一九五九年には二・三五対一としだいに接近している(第四・五表を参照)。また、一九六〇年は前年につづいて耕地面積の半分におよぶ自然災害をうけたにもかかわらず一九五七年の生産水準を維持した。さらに、農業部門の全体がかつてない高いテンポで発展するなかで、その生産総額にしめる農業と、林業・副業・漁業などの比率は、一九四九年当時の八三%対一七%から一九五九年には七七%対二三%へ変化し、農業の全

第5表 食糧・綿花生産の發展

		実数(万トン)	發 展 指 数			
食糧	1936年	13,870	100.0			
	1949年	10,810	77.9	100.0		
	1952年	15,440	111.3	142.8	100.0	
	1957年	18,500	133.4	171.1	119.8	100.0
	1958年	25,000	180.2	231.3	161.9	135.1
	1959年	27,005	194.6	248.4	174.9	146.0
綿花	1936年	84.9	100.0			
	1949年	44.5	52.4	100.0		
	1952年	130.4	153.6	293.4	100.0	
	1957年	164.4	193.2	369.0	125.8	100.0
	1958年	210.0	247.3	472.4	161.1	128.0
	1959年	240.0	282.7	539.3	184.0	146.3

（備考） 出所は前表と同じ。1936年は解放前最高の水準である（『国民經濟發展のための第二次五カ年計画提案』1956年9月27日）。

方式は、現在、「大面積豊産田」方式へと發展しており、この経営方式を焦点として、機械耕作・技術改造をす
すめ、基本建設を体系化し、増産八大措置の内容をゆたかにして、単位面積当り生産量と生産性を同時にたかめ、
コストを低減している（王謙「農地経営方式の革命的な一措」『红旗』一九六〇年二期）²⁾。

他方、公社工業の企業数は、現在、全国では二〇万単位以上（ほかに、生産隊・生産小隊経営のものは約五〇万単
位）にたつし、一公社平均七―八単位の工業企業を經營している。そして、その収入は、一般に、公社の収入総

面的な發展がすすんでいる（同前「中國農業の急速な發展」『人民日報』一九六〇年六月十八日）
同年、農業生産と公社工業の比率は、全国平均で八・七％対一・三％であった（『魏農林報告「全國農業發展要綱のく
りあげ實現をめざして奮闘しよう」』一九六〇年四月六日、『全國農業發展要綱』北京外文出版社）
公社における農業生産は、生産隊の基本所有権・生産管理権を尊重し、土地・労働力・生産諸資料を計画的に利用し、作付面積指数・労働力の利用率をひきあげ、従来の増産經驗を集約した
「増産の八大措置」（「土壤改良・施肥増加・水利灌溉・品種改良・合
肥」「農業八字憲法」の形成と發展）¹⁾を系統的にかつその土地柄におうじて実施することによって實現される。なか
でも、一九五八年の農業生産の大發展のなかで、比較的小面積でこころみられた「試験田」という農地経営

額の一〇%から二〇%を占め、工業の比較的発展した県・省では三〇%から五〇%にもたつしている。また、その経営業種は、農業機械・農具の製造や改良修理、建築材料・各種の肥料・農薬および運搬用具の製造、さらに農副業生産物の加工・综合利用、製糖、製紙、紡織などの重・軽工業の多方面におよんでいる。一九五九年、公社工業の生産額は一九五八年より七〇%増加して約一〇〇億元にたつし、一九六〇年は前年比五〇%増加して一五〇億元にたつすると計画された（そのほか、都市人民公社の工業生産額は、一九五九年、前年より約四倍増加して二〇億元前後にたいし、一九六〇年はまた倍加一四〇億元と計画された）（〔李富春一九六〇年の経済計画草案報告〕「第2編」）。一九六〇年、公社工業は全国小売り総額の三〇%ないし四〇%しめる小商品の五〇%から七〇%をまかない、大工場の廃物や地方に散在する未利用の小規模な原料・資源を活用するうえで大きな役割をはたした（〔工人日報〕「社説」）。また、公社化後、五億件もしくは六億件にもおよんだ改良農具や半機械化農具などの大半は公社工業によるものであつたし、一九五九年夏当時では、公社の工業生産の五五%は農業生産を直接援助するものであつた（〔李富春〕「総路線の赤い旗なかよ」〔紅旗〕一九六〇年一六号）。このように、公社工業は、農業生産と直接かたく結合して、農業の現代化、農村の都市化をはやめ、社員の日常生活上の需要をみたすとともに、国营工業と社会主義的市場の発展を支持している。

- 1) 工・農業の内在的結合の關係はつぎの点にしめされる。一、工業など非農業部門への労働力移動・配置、二、工業用食糧と都市住民の食糧の充足、三、工業とくに軽工業のための原材料の供給、四、重・軽工業生産物のための国内市場の拡大、五、工業とくに重工業の高速発展に不可欠な資金の蓄積、六、国内生産不能の機械設備などの輸入に必要な外貨の獲得など、（〔廖魯言〕「全党・全国人民をあげて大々的に農業を営もう」—北京外文出版社および、鄧拓「農業は中国国民経済発展の基礎である」—「人民中国」一九六〇年九号、同「農業生産の第一線で毛沢東思想を貫徹し実現せよ」—「人民日報」一九六〇年一〇月二四日などを参照）。

2) 河南省偃師県では、一九五九年秋から一九六〇年夏までに県下の豊産田面積は麦畑の五〇%近くをしめ、単位面積当り生産量は二一〇キロにたった（斉恵中「河南平原の豊作」『人民中国』一九六〇年九号）。山西省でも、一九六〇年五月までに豊産田面積は耕地の三〇%前後に拡大し、北辛人民公社の双池生産隊の豊産田小麦は、一般田のほぼ倍になり、平均生産量は二〇六・五キロになった。山西省では、一九六一年もしくは一九六二年のうちに全省耕地の五〇%以上を豊産田方式に発展させる計画である（前出王謙論文）。そして、一九六〇年夏、一般耕地を菜園のように入念に耕作する豊産田―田園化の標準にたった耕地は、全国でほぼ二〇%をしめていている（周中雲「農業を高速に発展させる偉大な綱領」―『人民中国』一九六〇年八号）。なお、農業協同化の全過程・諸段階における生産力的基礎、その生産編成、および人民公社におけるそれらの点については、古島和雄「中国の農業協同化と人民公社」〔『社会科学研究』一二巻六号〕を参照。

農業を中心として農村における生産力を全面的に発展させている人民公社は、いうまでもなく、国民経済の基礎である農業を急速に発展させ、また、当面、「一九五六年から一九六七年にいたる全国農業発展要綱」

（一九六〇年四月一〇日、第二期全国人民代表大会第二四会議にて採択）をくりあげ実現するための重要な鍵である。四〇カ条にのぼる「要綱」の中心は、一

九六七年の全国食糧生産総額を一九五九年水準（二七、〇〇五万トン）にくらべて約三三・三%増産して三六、〇〇万トン前後にたかめることであるが、一九五九年当時、七〇%の県（作付面積の七五%）が「要綱」規定の生産指数にたっしていなかったという条件のもとでは、この規定指数は、農業生産、まず第一に食糧生産をより高い速度で連続的に発展させることなしには実現しえない¹⁾。そのためには、国家工業化が農業の技術革新のための物質的・技術的基礎を一応もつ水準にたっしたが、なお農業が基本的に手労働であるという現状、また年々の自然災害が農業生産の安定した発展を阻害している現状から、ひきつづいて人民公社制度の大規模であるとともに、公共的でもある優越性を十分に發揮させるための整備活動をあらゆる面で積極的に実施すると同時に、目下、つぎの諸方策の実施が要請されている。

第6表 灌漑面積の拡大

	現有灌漑面積 (万ヘクタール)	拡大率 (%)	灌漑面積指数
1949年	1,600	—	15.6
1950年	1,667	5.2	—
1951年	1,867	11.5	—
1952年	2,133	14.8	19.1
1953年	2,200	5.8	20.1
1954年	2,333	4.8	20.9
1955年	2,467	6.4	22.1
1956年	3,200	32.3	28.8
1957年	3,467	7.5	30.9
1958年	6,667	91.9	59.5
1959年	7,134	6.9	66.3

(備考) 国家統計局編『偉大な十年』、同『1959年国民経済発展に関する公報』による。灌漑面積指数とは耕地面積にしめる現有面積の比率である。

第一、農業生産、とくに食糧生産にかくことのできぬ労働力を保証することである。国家工業化の発展と人民公社における工業開発・経営多角化が一定の労働力を農業分野から抽出することは不可避であり必要であるが、農業労働の生産性の現水準と向上の趨向に比例して、また農業労働の季節的閑忙と関連して、県と人民公社の内、部で、合理的な労働定額（ノルマ）を制定し労働の質をたかめるとともに、高度に機動的（農業と工業・各種建設の間の、また生産管理活動と間の流動的な）な労働力利用の計画を作成して、農村の全労働力・潜在労働力の利用率をできるかぎり引上げる（（廖魯言、前出「全党・全人民を」²⁾、³⁾、⁴⁾）。

第二、「増産の八大措置」を豊産団経営の実施のなかでさらに土地柄におうじてその内容を豊富にし、とくに、系統的に農地整理・水利建設を促進することである。灌漑面積指数ははやいテンポで拡大しているが、なお耕地面積の三分の一は未灌漑であり（第六表を参照）、また、現有設備の効果面積も関連工事のズレ・管理の不完全と設備の非系統状態などのため、設計建設面積の七〇%前後にとどまっている。したがって、国家・各部門の援助をうけつつ、主として県と人民公社の財物・労働力を利用して、豊産団経営による農地の大規模整理におうじて系統だった水利網を完成し、現有設

第7表 農業機械の普及

	單位	1957年	1958年	1959年	1960年
排水灌漑機械	万馬力	57	160	300	※500
小型水力発電設備	万KW	2	15	25	45~55
トラクター	万台 (15馬力標準)	2.46	4.53	5.9	7.9
コンバイン	万台	1,660 [※]	3,500	4,500	※※7,200
双輪プラウ	万部	164	214	—	—

(備考) 国家統計局編『偉大な十年』、沙英論文(『人民日報』59.10.12.)、陳正人論文(『紅旗』60.4号)、李青玉論文(『中国農報』59.24号)による。60年の※は「中国共産党八期中央委員会第九回総会公報」。※※は“ANS”61.1.17.その他は「1960年国民経済発展のための計画」による。

備の管理活動をつよめて、水と設備の利用指数・灌漑効果をつよめて、また、耐旱溢能力を「全国農業発展要綱」の規定指標にまでたかめなければならない(余為農「水利灌漑設備の灌漑効果をたかめよう」『紅旗』一九六〇年二四期、何基農。①「水利は農業の命脈である」『わが国における現代農業建設の道』中国青年出版社)。

第三、農業の社会主義改造がすでに人民公社にまで発展したのちの課題は、現代的な農業機械によって人民公社を装備して、農業の機械化などの四化(機械化・水利化・電化・化学化)を実現することである。ここに農業生産の根本的な出路がある。一九五八年、農業労働力一人当りの技術装備は、すでに前年にくらべて二三・三%(第一次五年計画期の年平均向上率は三・三%)向上し、生産性は約二六%ひきあげられた(『啓光』「人民公社の輝かしい発展」、『人民日報』一九五九年九月二十五日)。その後、各種の農業機械装備の普及は工業生産の連続発展につれてきわめて順調にすすんでいる(第七表を参照)。化学肥料も単位面積当り施肥量は日本の5%未満であるが、土法製造の化学肥料は、一九五八年一〇、〇〇〇万トン、一九五九年一四九、〇〇〇万トン(四・九倍)に増加し、堆厩肥の製造・運搬に農村人口の四〇%が使用されて、その単位面積当り施肥量は日本の一〇倍にたっている。また、農業生産も着実に増加している(『中国研究月』(一五四号)。こうして、一九五九年―一九六二年に小解決、一九五九―一九六六年に中解決、

一九五九年―一九六八年に基本的に解決するという農業現代化の目標がくりあげ達成されることはあきらかになつてゐる。⁵⁾一九六〇年上半期には二、〇〇〇万の労働力に相当する農業機械が供給され、機械耕作の面積指数は一九五七年―二・七%から一九五八年―五%に拡大し、一九六〇年はさらに四〇%ないし五〇%拡大して、七%あるいは八%をしめるようになった(王光偉「わが農業の現代化問題に関する試論」―「技術革命の新時代」人民出版社、李富春、前出「総路線の赤旗を高らかに上げてひきつづき前進しよう」)。そして、一九六一年、河北・山東などではそれぞれ三〇%、一〇%に機械面積を拡大して全国重点機械地域を設定するほか、各地で重点地区を定めて機械耕作の経験を豊富にし農業機械の管理と使用の水準をたかめ、修理・製造網を建設して、機械耕作の全面的な発展の条件をととのえている(「農業機械を立派に管理し使用しよう」―「人民日報」社説一九六一年六月二日)。⁶⁾このように、労働力の十分な利用と手労働の全面的な組織化と、機械耕作に代表される農業生産の現代化を結合して、単位面積当り生産量の引上げと労働生産性の向上を同時に実現することが、人民公社における農業生産の現段階の技術的側面での主要な特徴である。

第四に、農業生産とかく結合して、農業の現代化をはやめ、社員の日常生活上の需要をみたしている公社経営の工業を、現在の技術水準をもとに一步一步技術改造をすすめ、それにおうじて経営規模を適正化し、企業管理体制をいっそう整備して、コストを引下げ蓄積を拡大するなかで、一定の地域と業種別に国営工業との分業・協業関係を確立する(「鞍山社」社会主義社会における生産力配達の法則について、奉陽「人民公社の問題」)。

- 1) 「要綱は一九六七年に実現するべき食糧の単位面積当り生産量をつぎのように規定する；黄河・秦嶺・白龍江・黄河(青海省内)以北の地域―五五年の七五キロ余から二〇〇キロへ、黄河以南淮河以北の地域―同じく一〇四キロから二五〇キロへ、淮河・秦嶺・白龍江の地域―二〇〇キロから四〇〇キロへ引上げる。また、綿花(くり綿)についても、各地の状況に

応じて、五五年の一七・五キロ（全国平均の量）から二〇キロ、三〇キロ、四〇キロに引上げる（同「要綱」―前出「全国農業発展要綱」）。なお、五九年、全国の一、七八五県のうち七二%の県、作付面積の七、九九九万ヘクタールうち七六%のが食糧の六七年規定生産指標にたつておらず、綿作県の八〇%、実収面積の五八%が棉花の同指標を未達成であった（譚震林、前出「全国農業発展要綱のくりあげ実現をめざして奮闘しよう」）。

- 2) 農村でのすべての建設・事業や活動は農業生産を中心とする。農村完の全労働力および半労働力を農村人口の三分の一前線になるようにし、うち完全労働力の割合は三分の二にしなければならない。農業生産に従事する労働力には、農繁期にはその八〇%をあてその他の事業や工業生産にあてる労働力は二〇%以下とする。そして、農業機械化が実現し、生産が基本的に向上するまでは、このような労働力配置の割合とそのためための制度は相当長期間維持されるべきである（労働力を合理的に使用し労働生産性をたえずたかめよ）―『人民日報』社説一九六〇年二月一八日）。

- 3) 五三年から五六六年までの水旱害による食糧減産量だけでも、合計三、四九五万トンで、年平均八七四万トンにたつた。その減収の割合は、四九年―五・〇%、五〇年―一・二%、五一年―二・二%、五二年―不明、五三年―四・四%、五四年―一五・二%、五五年―三・四%、五六年―六・六%であった（『人民日報』一九五七年二月二二日）。また、五八年の被災面積は約三、一三三万ヘクタールであり、五九年は耕地の三分の一にあたる四、三〇〇万ヘクタール、六〇年は二分の一にあたる六、〇〇〇万ヘクタールが被災した（『人民日報』一九六〇年二月二八日）。豊産田建設・経営における基本建設、機械耕作、「八字憲法」、技術革新、工・農等同時発展と多角化、管理制度などの諸点については、王謙、前出「農地経営方式の革命的な措置」を参照。なお、これらに関連する公社における土地利用の計画化における問題点については「人民公社は土地利用の計画を作成しなければならない」（『人民日報』社説一九六〇年三月一七日）を参照。

- 4) 「要綱」は、六七年までに灌漑面積を六、〇〇〇万ヘクタールに拡大するとし（すでにこの目標は、五八年に達成）、設備の早害防止能力を各地の状況に応じて、それぞれ三〇日〜五〇日にたかめ、水稻二毛作地域では五〇日〜七〇日にたかめることを目標としている。山西省では豊産田建設いご、水利設備の利用率は大いにひきあげられた。すなわち、原平県陽武河区では、水の利用度は四九%増加し、渠道利用係数も一〇%向上した。臨猗県でも、地下水を利用して灌漑面積を三・三万ヘクタールに拡大し、同県の城南公社では、五六〇本の井戸（うち機械井戸五八本）を中心に水利網を整備してその効果を三倍近くたかめた（王謙、前出「農地経営方式の革命的な措置」）。

5) 五九年―六二年、半機械化・改良農具を主体としつつ、農・牧畜業の一部を機械化し、水利を基本的に機械化する。五九年―六五年、農業機械工業の發展にしたがって、全国の五〇%の地域で機械化を実現する。五九年―六八年、全国的な範圍で耕作・水利・運搬の機械化を基本的になしとげ、單位面積當りの化学肥料も五八年の七倍近く増加する（陳正人「農業の技術改造を促進せよ」―『紅旗』一九六〇年四号、沈立人「農業の技術改造を促進する問題について」―『經濟研究』一九六〇年三期、薄一波「農業技術改造という偉大な任務をはやめるために奮闘しよう」―『紅旗』一九五九年二〇号などを参照）。

6) 現在、国家は優先的に農業機械工業の基本建設重点項目として、トラクター・農業機具部品製造工場を新建し擴張している。六一年いご全国の五大トラクター製造工場は、国家の財政支出をうけて擴張中であるが、完成後は、擴張前生産能力の四倍余になる（江西・鞍山工場は六一年度内に擴張工事完成、洛陽・瀋陽・天津工場は六二年度内に完成予定）。その他に、一四カ所の大・中・小型の農業機械部品製造専門工場を新建・擴張中である（『人民日報』一九六一年五月二七日）。山西・河北・山東・河南・遼寧の五省と北京では、大型の農業機械修理工場九三個、小型工場二四一個、多数の修理ステーションの建設を完了した（『人民日報』一九六一年五月二三日）。なお、中国農業科学院農業機械化研究所副所長・陶鼎来「農業機械化に関する科学的研究の当面の任務」（『人民日報』一九六〇年一月二三日）、「農業機械化のための幹部養成をはやめよう」（『人民日報』社説一九六一年二月二八日）を参照。

公社における生産經營管理は、人民公社制度の優越性を全面的・發展的に堅持させるための直接的なまた能動的な作業であり、その管理活動の中心原則は、民主集中制と大衆路線である（「人民公社の組織原則は民主集中制である」（『人民日報』社説一九六一年一月二七日）。公社の管理組織は、「生産隊を基本とする三級所有制」を基礎に、公社管理委員会、生産隊、生産小隊という三級にわかれ、それぞれの権限はつぎのようである。

一、公社管理委員会―最高の運營管理の機関であり、社員大会あるいは社員代表大会により選出・構成される。国家上級機関の政策と計画にもとづき、公社内の部門別計画を作成し執行するとともに、生産隊の經營を指

導し、公社全体の立場から生産隊間の調整をおこない、また、公社級所有の経営を運営する。

二、生産隊——管理委員会の方針と計画にしたがって隊内の諸計画を作成執行し、蓄積金の一部を公社級へ上納し、隊の生産手段と労働を管理しまた分配をおこなう。

三、生産小隊——生産隊からおろされた計画にもとづき、小隊に配置された労働力・土地・生産手段を利用して実際の生産を組織すると同時に、小隊員への分配と集団生活上のサービス・食堂経営を担当する。¹⁾

このうち、公社管理委員会と生産隊の二級管理単位は、ともに損益決済をおこなう経済計算制の単位である。

農業労働がまだ主として手労働があり、また自然条件の影響かつよく作物の特性・技術条件が多様であるなどの農業生産の特徴から、工業のように大きな範囲で統一的な具体的計画、技術措置を実施しえない現在、生産隊の生産にたいする積極的な能動性・創意性を十分に活用することが重要であり、生産経営管理の権限は、その基本的所有権とともに、生産隊に帰属する。「所有制は生産関係の基本的な環である。経営管理権は所有権のもつとも重要な側面であって、労働力と生産手段——したがって生産物がいずれの所有であるかは、主として、これら労働力および生産手段を支配し運用する権限があたえられているかどうかをみなければならぬ」（前出『人民日報』社説）²⁾。

「統一指導と分級管理」を体现する三級管理制度と「三包一奨制」は、国家の計画を公社の計画とかみあわせ、公社内の計画を上級管理単位から生産点まで統一的に決定し、その執行を保証するとともに、各級単位の責任分担と権限の範囲を明確にし、その間の等価交換、意志尊重、自主裁量権による計画作成と実施をつうじて、各級単位における生産性・経済性の向上を刺戟する面でいちぢるしく管理効果をたかめている（分配制度「人民公社における生産管理制度」²⁾）。

生産責任制は、社会主義的企業管理における基本原則であり、計画経済実施の前提条件の一つである。公社にお

ける生産責任制は、集団責任制と個人責任制からなる。経済計算の基本単位である生産隊は、公社にたいして、生産指標・投資指標・蓄積金上納任務および増産措置指標などを請け負う。そして、生産の基本単位である生産小隊は、蓄積金上納任務以外の諸指標を請け負い、労働・生産・品質（コスト）という生産活動と直接関係する細目を請け負う（「三包制」という）。さらに、社員の場合には、生産・労働時間の諸任務をそれぞれ請け負う。このように、各級集団および個人が責任任務を請け負うと同時に、超過達成の部分にたいして奨励金が支払われる（「一奨制とよぶ」）。そして、生産責任請け負い単位には、労働力・土地・役畜・農具（「四固定」制とよばれ、工業の場合は、労働力・機械設備・原料などが固定される）がそれぞれ定着されて、すくなくともその請け負い期間中は、固定して利用される。責任任務は、固定して利用される経済的物的条件におうじて、的確な、実現可能であるとともに積極的な努力目標水準でなければならぬ（「三包一奨」制を堅持し、たえず改善せよ）³⁾。こうした諸指標の決定とその遂行過程の管理および総括が、人民公社における生産経営管理作業の核心である。とりわけ、労働力の合理的な利用と生産資料などの適切な配分にかかわる労働・財務の定額（ノルマ）管理は、その基本的な環である⁴⁾。

1) 各級管理組織の権限細目はつぎのとおりである：公社— a、隊への任務割当と生産指標の指示、隊の長期および年間計画の最終批准、b、隊収入の消費と蓄積の比率・上納蓄積金比率の決定、c、全労働力・生産手段の調達と配分（等価交換が行われる）、d、信用・財政・購取部の直営、全社の規模の各企業と事業の建設・購入および経営管理、e、病院・養老院や高級学校の運営、f、一定以上の幹部の任免権。生産隊— a、長期および年間の生産・財務・分配計画の作成と実施、b、各小隊への労働力・貸金基金・供給食糧・食堂用菜園の配分と調整、および労働ノルマの設定と労働計画の作成・実施、c、隊規模の各種小型企業の経営管理、若干の大型農具・役畜の購入と管理、d、隊規模の小型基本建設・福利事業・文化教育事業の建設と運営、e、一定範囲の幹部任免権。小隊— a、具体的な短期計画の作成と生産の遂行、b、隊の決定にしたがい、各小隊員の労働の評価、貸金額の決定と支給、c、中小型農具の管理、各種各細事業の運営、d、零細基本建設および食

堂・托児所・治療所の経営管理、および個人副業の援助。（横川次郎、前出「人民公社の集団的所有制」）。

2) 『人民日報』社説「生産隊の権限を尊重せよ」（一九六一年六月二一日）は、「生産隊は社大員衆の生産活動を直接組織する単位であって、党の政策が社員の中に全面的に浸透するかどうかは、生産隊がもつべき一定の権限が尊重されているかどうかによって大きく左右される。社員大衆と生産隊の幹部は、その隊の土地・農耕・作物などの特性に精通し、社員の場合と特徴にも精通している。かれらは、生産の第一線で、その時、その地方における各種の条件の変化を把握している」とべて、生産隊の権限を正しく尊重することが、生産隊の生産を發展させるための管理上の第一義的な問題であると強調している。ここでいう「生産隊」は「生産小隊」のことだと考えられる（追記を参照）。

3) 同『人民日報』社説は、「『三包一獎』制の実施は、公社の経営管理水準を高かめ、広汎な社員の生産積極性を高めるうえで重要な意義をもっている。……この制度の長所は、公社の三級管理単位間の関係、とくに基本計算単位（請け負わせる単位）と基本生産単位（請け負う単位）との関係を正しく調整し、小集団（小隊）と大集団（生産隊・公社）ないし国家の利益をかたく結合し、社員の利益と集団の利益を結合する点にある。」とし、「三包一獎」制実施にあたって、つぎの諸点を堅持するべきだと述べている。一、生産小隊の労働力の固定を重点とする。「四固定」活動を正しくおこない、大面積豊産田の経営も小隊を基準とするべきであって、「四固定」を変更する場合には、自発性と相互利益の原則、等価交換の原則をまもるべきである。二、請け負い指標（平年作条件のもとでの前年実績生産よりもやや高く、その年に実現可能な生産高をやや下まわる）を正しく決定し、かつ、それが確実に請け負い単位にうけ入れられ、真剣に経営がおこなわれること。

三、当初の指標が不適當であったり、実現不能であることが明白になった場合は、民主主義にのっとり、基本計算単位と生産単位が話しあい「三包」指標を調整・修正するが、どこまでも「三包一獎」制を堅持する。なお生産責任・奨励制の形態は、地方や公社・生産隊の条件において決定されるので「三包一獎」「四包一獎」「五包一獎」など一律ではない（なお、『人民日報』社説——一九五九年二月一七日、舒代新など「土地柄にふさわしく『三包一獎』制を実施しよう」——『紅旗』一九六一年一五・一六合併号を参照）。

4) 「各級生産組織は、計画管理・労働管理・財務管理であろう」と「三包一獎」制の実施であろうと、すべて定額管理と切りはなせない。……合理的な労働定額と財務定額をもてば、人力・物力・財力のうえでより実際にあつた標準をもつことができ、これによって、公社・生産隊・生産小隊の三級間の関係をより密切にし、経済的関係をいっそう計画的にすることができ

このうち労働定額がとくに重要である。労働定額の高低は各種の生産事業間の労働力配分・各種ポストにいる社員の労働報酬と密切に関連するものである。「〔農村人民公社は定額管理活動を立派に実施するべきである〕」―『人民日報』社説一九六一年一月二日、なお「財務管理を立派にすることは人民公社の建設を強化する重要な環である」―『人民日報』社説一九六一年一月二〇日(を参照)。

四 人民公社における分配関係・制度

公社における所得の分配は、生産を高速度で発展させ、公社制度をつきつづいて強化するためのきわめて重要な経済的・政治的な問題であり、また国家・社会主義大工業と公社、公社と公社、公社と生産隊、各種集団と社員、および社員と社員の利益と直接に複雑にむすびついた問題である(第子版「農村人民内部の矛盾を正しく処理」¹⁾。分配計画はいうまでもなく生産計画と表裏一体の關係をもつものであつて、その計画作成などの諸活動の基本原則は、新たな生産過程をもつとも効果的・積極的に実現すること、すなわち、なによりも、公社各級単位の生産の不斷の経済性のためかいは発展を基礎にして、国家にたいする諸義務を責任もつて履行し、公社・生産隊内部の蓄積金を確保すると同時に、社員の物質的文化的水準を適宜に引きあげることである(武員会²⁾。公社管理委員会は、この原則にたつて、そのすべての生産経営部門を包括する全般的な分配計画を作成し、生産隊などの経済計算の基本単位にわりふる。そして、若干の自由裁量権を行使して生産隊が作成した隊独自の分配計画は、公社管理委員会によつて最終的に批准・確定されて、生産小隊にわりふる³⁾。こうして、生産隊などの各級の分配計画が公社の全般的な計画の有機的な一部分となるとともに、公社の計画も国家計画のはなれがたい一環を形成する。しかし、

第8表 人民公社間所得水準の格差
(1人当り, 元)

	平均総 収入	平均純 収入	平均蓄 積金	平均消 費基金
衛 衛 衛 公 公 公 社 社 社 紅 紅 紅 旗 旗 旗	338.06	284.02	159.6	80.0
逐 平 衛 生 公 社 夏 邑 紅 旗 公 旗	243.52	220.2	120.0	65.18

(備考) 1958年, 両社とも河南省(七兵「人民公社の全人民的所有制への移行について」『経済研究』, 1958年12号)

第9表 生産隊間の分配比率の格差(%)

	国家 税収	生産・ 管理量	蓄積金	福利 基金	消費 基金
進 進 進 生 生 生 一 一 一 後 後 後 生 生 生	7	21	21	3	48
な 隊 の 隊 の 隊	7	21	18	3	51
な 隊 の 隊 の 隊	7	21	15	3	54

(備考) 1959年(黄志明ほか「蓄積と消費の関係を正しく処理せよ—河南逐平衛嶺峽山人民公社の調査報告」『新華半月刊』1959年13号)

的所有制に適應させなければ、生産隊の基本的所有制の堅持・強化は意義をうしなうであろう」(前出『人民日報』社説)。

このように、上から下まで一貫して計画的に分配される所得は、生産経営諸部門の大山な発展の結果いちぢるしく増大するとともに、その構成内容も変化している。すなわち、一、多角経営の発展によって所得源泉は多様化し、なかでも、農業所得は絶対的には増大しながら、相対的には縮小しており、主として公社級所有・経営の工業からの所得は絶対的にも相対的にも増大する。二、公社内の分業・協業の発展と生産物の多様化によって、生産物交換・商品交換が必然的に拡大し、また、購販・信用などの利潤がかわわる。三、買付契約制などを

公社における所得分配は、全人民的所有制の国营諸企業におけるものとは性格上基本的な差異をもっており、各公社はもとより、各生産隊の所得・その分配量および分配形態間の比率は、それぞれの経済条件・生産水準によって決定される(第八・九表を参照)。「現段階における主要な生産手段は基本的に生産隊の所有であり、生産物も基本的には生産隊によって分配されるべきである。もし、分配制度を生産隊の基本

うじて対国家、対公社との交換がいつそう増大するなかで、貨幣形態部分が増加する(松野昭二「人民公社における分配問題にかんする若干の考察」『東西外語』大正五号)。農業生産協同組合のそれに比しく多様な内容をもつ公社の所得は、「三級所有制」にもとづく三級管理制度・経済計算制の実施のなかで、つぎのように計算され帰属する。

一、公社に帰属する所得——生産隊の上納する蓄積金、公社級所有・直営の各種企業・事業の収入、およびM T S、発電設備など現代的農業機器の生産隊賃貸料(公社所有生産隊経営、後出二二六頁の註2を参照)。

二、生産隊に帰属する所得——隊所有の生産諸手段・資料の利用、労働力利用による収入、隊所有経営の小型企業の収入、生産隊級の購販・信用部の収入、および公社や他の生産隊に提供した資材・労働力にたいする等価代価など。

三、生産小隊に帰属する所得——小隊級の副業と零細企業の収入、農業の副産物、および責任任務の超過達成部分にたいする奨励金など(横川次郎、前出「人民公社の集団的所有制」、正少。嶋己前出「人民公社の生産管理制度と分配制度」)。

公社の各級経済計算単位は、それぞれ帰属する所得の総額を、(一) 農業税・商工業税の納付ないし利潤の上納、および、国家にたいするその他の諸義務の履行、(二) 生産管理費の償却、および拡大再生産のための蓄積基金と福利・教育など非生産部門への支出の控除、(三) 賃金制と供給制からなる各種成員にたいする消費基金の確得、の三つの分配形態をつうじて分配する(「衛星人民公社暫行定款」草案「中」の「人民公社化運動」北京外交出版社)。これらの分配形態は、公社の各級計算単位が分配を実施するに際しての序列でもある。そして、第一の形態にたいする第二・三形態は、主として、国家・社会主義大工業と公社・生産隊の間の分配関係・利益の調整関係を体现し、第一・二形態にたいする第三形態の関係は、全般的に、蓄積と消費の比率関係をあらわし、そして、第二形態と第三形態の関係は、公社あ

るいは生産隊内部における蓄積と消費の配分関係、成員の所得水準を體現するものである（何異「人民公社の所有制と生産の問題について」前出「わが国社会主義」⁵⁾）。
の建設におけるいくつかの経済問題」

- 1) 「分配の問題では、われわれは国家の利益、集団の利益および個人の利益をともに考慮にいれなければならない。また、われわれは、国家の税収、協同組合の蓄積および農民の個人収入の三方面の関係について適切に処理し、つねにその相互間の矛盾を調整するように気をくばらなければならない」（毛沢東「人民内部の矛盾の正しい処理の問題について」——戦後著作集一八三頁）。ここで直接ふれられているのは、農業生産協同組合であるが、公社段階においても、国家⇨全人民的所有と公社⇨集団的所有、大集団と小集団の関係には基本的な変化はない。
- 2) 「生産は、生産の対立規定における生産自身を包摂すると同様に、他の諸契機をも包摂する、過程はつねに生産からはじまる。……しかし、生産の諸要因の分配としては、分配自身が生産の一契機である」（マルクス「経済学批判序説」——青木文庫『経済学批判』三一〇頁）。
- 3) 公社の全体の計画は、県以上の上級指導機関によって批准・確定されるが、このとき、国家と公社・生産隊の間で実施される買付制・契約制が、そのための中核となっている（中共中央・國務院「人民公社化の情勢に適應して農村の財政交易管理体制を改善することに関する規定」——『人民日報』一九五九年一月二〇日、なお、新華論文——「中央合作通訊」一九五九年五月号を参照）。
- 4) 「国营企業が集団的所有の経済単位から物資を買いつけた場合は、すぐに非現金決済をおこない、代金を相手方の預金勘定にうつす」（黄垂光「わが国銀行の非現金決済法」——『紅旗』一九六〇年一六号）。農村集市における商業活動をつうずる場合は、公社・生産隊の収入は貨幣形態をとる（中共中央・國務院「農村集市取引に関する規定」——『人民日報』一九五九年九月二五日、および「人民公社化後の農村商業活動の新しい変化」——『大公報』一九六〇年一月一六日、などを参照）。
- 5) 武昌会議決議は、「管理区（あるいは生産大隊）が一般に、工業・農業・商業・教育・軍事をそれぞれ管理し、経済面での採算をおこなう単位であり、損益については公社が統一的な責任をおう」（第六項）とのべ、当時の「公社単一の集団的所有」規定をもとにして、経済計算の基本単位を公社としていた。

人民公社における生産諸関係と生産力水準に照応して、蓄積と消費の比率関係を決定することは、分配のもつ

とも重要な問題である。公社における拡大再生産のための蓄積の任務は、主として、人民公社が社会主義的集団所有の経済であるという事由から、(一) 公社・生産隊内部で運用される蓄積基金の確保、(二) 国家工業化のためのいわば直接的な蓄積（財政収入など）、の二つである（何畏、前出「人民公社の所有制と生産物分」）。国家の社会主義的工業化の資金蓄積については、（何畏、前出「人民公社の所有制と生産物分」）「先公後社再社員」の原則にしたがい、公社・生産隊は、まず優先的に、農業税・工商諸税を納付しあるいは利潤の一部を上納し、また買付制・契約制をつうじて国家の規定価格で生産物売り渡す。この原則は、すでに、農業生産協同組合がその経営基礎をかため、管理組織を整備し、成員の自覚をかめるなかで、しだいに実施にうつされてきた（農業生産協同組合―初級―模範定款六三条、および高級農業生産協同組合模範定款四二条）。人民公社は、うけついで農業税の納付にくわえて、工商諸税の納付あるいは利潤の上納をおこなうことによつて、「先公後社再社員」の原則がおよぶ範囲を拡大するとともに、農業生産物の買付制・契約制や工業生産物の商品交換をつうじて、国家の財政収入源をいっそう拡大し安定して、国家工業化資金の拡大蓄積に貢献している。このことは、農業税がここ数年らい三三億元水準にはぼ固定化し、その農業生産総額に占める比重が一九五八年の六四％から一九五九年の五四％へと低下し、しかも工商諸税の税率も変化せず、また国家財政収入に占める工業関係収入と農業関係収入の比率も、一九五七年―四〇％対六〇％、一九五九年―五五％対四五％と変化した条件のもとで、農業関係収入がその絶対額においては一九五七年―約一八六億元、一九五九年―約二四三・七億元（一・八倍）と増加している事実にあきらかである（後掲「二年間の資金蓄積についての初步」の「分析」、『大公报』一九六〇年四月十七日）。

国家工業化のための資金蓄積が、国家的見地から人民公社にあたえられる規定任務であるとするれば、公社・生産隊内部における蓄積（第二の形態）は、それぞれが実現した生産発展水準に規制されつつ、独自に決定される

ものである。すなわち、蓄積と消費の比率＝蓄積率は、年々「九〇%以上の社員が増収する」「少なくとも控除して多く分配する」ことを一般的基準とし、また生産発展の需要を評量して決定されるのである。この一般的基準は、農業生産協同組合段階においても、比率決定の前提であったが、生産発展の度合におうじて、当然、蓄積率の引上げが志向されてきた。農業生産の大発展を期した一九五八年はじめ、各地の農業生産協同組合の蓄積率引上げの要請にこたえて、全国的な範囲で基準が引上げられ、一般の協同組合は総収入の八%以上、経済作物経営の協同組合は同じく一二%以上とすることが確認された。²⁾人民公社が創設されていご、一連の整備活動をへて、一般に、蓄積率は総収入の一五%ないし二〇%、公益福利金は同じく三%から五%の水準に安定させられた（陳正人、前出「人民公社の所有制と分配制を論ずる」）。公社の所得の増加とこうした蓄積率の引上げの結果、一九五八年、農村人民公社の蓄積基金は一〇一億元にたつしたが、これは一九五三年から一九五七年にかけて個人農業経営と農業生産協同組合が集積した蓄積基金総額の二分の一以上に相当するものであった（賈啓光、前出「人民公社の輝しい発展」）。そして、一九五九年にはさらに一五〇億元に拡大した（『人民日報』一九六〇年一月二日）。

集団的所有を基礎とする人民公社の蓄積率が、それぞれの経済条件・生産発展の水準にしたがって一律ではないことはいうまでもないが、「生産隊を基本とする三級所有制」のもとで、同一公社の生産隊などの経済計算単位の間でも一律でなく、発展水準の高い先進的な生産隊の蓄積率は相対的に高い蓄積率をもち、他方、後進的な生産隊の蓄積率が低く定められていることは重要である（前出第九表を参照）。³⁾生産隊はその蓄積金の大半を隊内で自主的に運用するほかに、一定の部分（固定額あるいは比率）を公社級・公社管理委員会に上納する。そして、同委員会は、直営諸企業の蓄積金と国家の財物上の援助とともに生産隊の上納蓄積金を、各生産部門の比例発展、

多角経営のいっその発展、農業基本建設の実施、および技術裝備の向上などのために统一的に運用する（前出『人民日報』社説一九六〇年二月二日）⁶⁾。生産隊の上納蓄積金の運用は、公社級経済の発展を保証すると同時に、後進的な生産隊の生産発展を直接援助して、先進的な生産隊の水準にまで引上げるうえでいちぢるしい役割をはたしてあり、「公社級を基本とする三級所有制」の実現のための条件をととのつつある。すなわち、一九五九年、全国の後進的な生産隊の三分の一（一七、〇〇〇隊）は、すでに先進生産隊の水準においつき、また三分の一の生産隊は一般生産隊においついており、他の生産隊もしだいにその格差を縮小している（『人民公社の優越性を發揮し、益しい生産隊は豊かな生産隊においつけ』『人民日報』社説一九六〇年二月二日）。

1) 一九五〇年の財政収入は、その三四・一%が国营経済と各種協同組合、三二・九%が私营工商业、二九・六%が、個人経営農民、によるものであったが、一九五九年には、全収入の八七・九%が国营经济、一一・三%（公社に移管された国营企业の上納金を別にすれば七・四%）が農村人民公社、によるものであった（李先念「一〇年末の中国財収の偉大な勝利」『人民日報』一九五九年九月二八日）。このように、直接に「農業税の形で直接国家財政収入にくわわる資金は、財政収入でわずかな比率しかしめない。しかし、工業・交通・商業などの部門が税収あるいは利潤の形で国家に上納するうちのかなりの部分は、農産物の加工・運輸・販売からうまれる。今日、わが国の財政収入中では直接あるいは間接に農産物と関係のあるものが、約半ばを占めている（廖魯言、前出「全党・全人民をあげて農業を営もう」）。

2) 一九五八年一月六日、全国人民代表大会常務委員会「高級農業生産協同組合の蓄積を適當に引上げることに関する規定」、廖魯言、同規定提案説明（『新華半月刊』一九五一年三號）を参照。廖魯言は、当時、河南省の二、五五九協同組合のうち従来の規定である八%以下をこえたものが三七%をしめ、河北省通県専区では、一般に、八%にたつし、一部は一五%にもたつした、とのべて、蓄積率の引上げが協同組合の一般的な要求になっているとしている。

3) 河南省嵯岬山公社における全社平均の一九五八年・一九五九年の所得分配比率は次表（次頁）のとおりであり、生産管理費について蓄積金の比率が引上げられている。

4) 国家は、農業税・商工諸税の安定政策と同時に、一九五三年～一九五八年にかけて、農産物價格の調整をおこない、農民の収入を年々一八〇億元増加させた。また、同期、国家予算内の農業・農村関係支出は合計四〇〇億元（うち直接に農業生

産・技術改造に充当したものの七〇%、文教・保健・福利の諸事業に三〇%）以上、予算外の支出は合計四〇億元にたった。さらに、一九五三年〜一九六〇年、公社化後、財政の直接無償投資は、一九五九年と一九六〇年合計で二五億にのぼった。さらに、一九五三年〜一九六〇年、国家銀行の農業貸付金はほぼ一九〇億元であった（葛致達「農業と財政の関係について」『大公报』一九六一年二月二日）。

5) 生産隊の上納蓄積金が隊内の蓄積金にしろる比重は、様々だと考えられる。五〇%が上納されるところの報告もある（『アジア経済旬報』四一一号）。なお、一九六〇年は大災害のため、農業税の徴収額は、数年らしい水準をわり、また、公社生産隊内の蓄積・公益金は総収人の五%とし、一般に六五%を、災害地方では七〇%を消費基会にあてた（凌寒「農村人民公社の決算と分配の問題」『大公报』一九六一年二月一〇日）。

各級経済計画単位の総所得の一般に六五%から七〇%をしめる消費基金は、「労働に應ずる分配」という社会主義の分配法則にのっとって、賃金制と供給制を結合した分配制度をつうじて分配され、社員の個人消費基金となる（「摩魯言」、「大いに意気こんで農作を闘いと。」この二部分の比率は、現在、賃金制一七〇%、供給制一三〇%である（「疲美、前出「農村人民公社」の「半工資半供給」とよばれるこの分配制度は、人民公社における分配制度の最大の特徴である。）。

賃金制は、「三包一獎」制を反映して、基本賃金部分と奨励金部分にわけられる。基本賃金部分は、大衆討論・大衆評定の方法によって、以下のようにして分配される。(一) 社員を、思想的自覚・技術水準や労働力の強弱などを基準にして六等級ないし八等級（その最大の格差は約四倍（武昌会 議決議））にそれぞれ格付けける。(二) 多様な生産性をもつ個別労働日を標準一作業日（中等の労働力が中位の生産任務を実現する）に換算・評定し、標準作業日一単位の「工分」（報酬額あるいは報酬率）を決定する。(三) 規定された等級と工分をもとに、各社員

	国家税収	生理管費	蓄積金	公益金	消費基金	計
1958年	7.9%	13%	17%	—%	61.7%	100.0%
1959年	7.0	21	18	3	51.0	100.0
増加率(%)	59.8	185.5	91.1	—	49.1	80.7

（備考） 出所は第8表と同じ。

働力の利用を可能にしており、老人や子供が多く労働力の少ない社員世帯にたいする集団的福利・社会的保障の性格をもつものである（岡啓栄、前出「一九五九年国民経済計画の主要指標の調整と増産節約運動のいっそうの展開に関する報告」）⁵⁾。かつて存在した戦時供給制や解放直後の供給制などが、臨時的なものであってしだいに賃金制に代替され消滅したのに反して、公社における供給制は、今後、生産の発展と社員の共産主義的自覚の向上につれて賃金部分にたいする比重を縮小しながらも、絶対量ではたえず増加して、質的にも充実していく。そして、「労働に応ずる分配」原則の全面的な貫徹を補足する低次の供給制からしだいにその基本的性格を発展させる展望をもっている（武昌会議決議、報告一「賃金制と供給制を結合した分配制度を論ずる」前出「わが国社会主義建設におけるいくつかの問題」）。

第10表 農民一人当り年平均収入

	実額 (元)	発展指数	前年比指数
1952年	54.1	100.0	
1953年	57.8	106.9	106.9
1954年	59.9	110.7	103.6
1955年	65.3	120.7	109.0
1959年	67.2	124.3	103.1
1957年	69.2	127.9	103.0
1958年	77.3	142.9	111.7
1959年	85.0	157.2	110.0

（備考）
 実をあげ、1957年（1960.4.6）のくりかたは、要綱「発展した。農業計算。全国てがよ。全し者による。林めに価格。震をとも不

人民公社の創設いらい、経営の多角化、農業を基礎とする工・農業の同時発展をもとに勤儉を旨として経営してきた結果、社員の所得はいちぢるしく増大した。一九五八年、公社化前の一九五七年に比して一・七%増加し、一九五九年は一九五八年に比してさらに一〇%前後増加したが、こうした所得の増加率は農業生産協同組合段階にもなかつたところである（第一〇表を参照）。そして、社員一人当りの年平均所得は、一九五九年、八五元水準にほぼたつし、農業集団化以前の富裕中農の年平均所得水準であった約八〇元をこえており、「全国農業発展要綱」が規定した一九六二年前後の目標水準はくりあげ実現された（眞養林、前出「全国農業発展要綱」）⁶⁾。

- 1) 公社化当初は、供給制部分が過大に拡大され、消費基金の五〇%、さら

には七〇%をしめることもあつたが、一九五九年春いごの体制整備活動をへて、一般に、三〇%〜四〇%をしめるようになった(中共湖北省委員会「農村人民公社が賃金制と供給制を結合した分配制度を実施する問題に関する決議」——『新華半月刊』一九五九年二四号などを参照)。

2) 四川省成都の紅光公社が一九五九年四月いご実施した賃金等級・工分は左表のとおりである(横川次郎、前出「人民公社の集団所有制」)。

級別	毎日の規定 工分(分)	月規定出 勤数(日)	月規定工分 (うち食費相当分)
1	2.5	28	70 (40)
2	3.5	"	98 (50)
3	6.0	"	168 (75)
4		"	
5	8.0	"	224 (190)
6		"	
7		"	
8	10.0	"	280 (100)
9		"	
10		"	

3) 「評工記分」制は、農業生産協同組合においてもすでに労働報酬の算出に際して採用されていた(松野昭二、「農業生産協同組合における分配問題」——日本評論新社『中国の経済建設』)。

4) 「労働に應ずる分配」と社会主義所有、「労働に應ずる分配」とブルジョアの権利の関係、および社会主義における「労働に應ずる分配」がもつ特徴などについては、徐崇温『労働に應ずる分配を論ずる』(上海人民出版社)を参照。

⑤ 嘉定県黄波公社での供給制の実態；一六生産隊のうち、一九五九年、四隊—現物食糧の全面供給、二隊—同六〇%供給、九隊—同五〇%供給、一隊—同三五%供給、一九六〇年、二隊—食事の全面供給、九隊—現物食糧の全面供給、一隊—同九〇%供給、四隊—同七五%〜八〇%供給、であった。また、顧家生産隊の三六戸の貧農社員は、一九五七年—家計赤字世帯九戸であったが、一九五八年—同四戸、一九六〇年—なし、となった。同隊の陳建時社員(八人家族、夫婦二人が労働)は、一九五六年—六〇元赤字、一九五七年—一六元赤字、一九五八年—黒字(年末決算で八五元を追加分配された)、一九五九年—一三六元黒字(三五%の食糧供給をうけた)となり、生活困難は、基本的に解消した(「人民公社二年間の成果」——『文匯報』一九六〇年九月一二日)。

⑥ 前註の黄波公社では、かつて、富裕中農一人当り年平均所得は、米作経営で約八〇元、野菜経営で約一〇〇元であったが、一九五七年にはすでに

社員一人当り年平均所得は九二元になり、公社化後、一九五八年—一九五九年—一九五九年—一九五九年にたつた（前出「人民公社二年間の成果」）。

五 所有構造のいっそうの発展・社会化

以上においてみたとおり、現在、人民公社における生産・分配および管理は、生産隊の基本的所有権を基礎にして、「統一指導」「分級管理」「勤儉経営」などを原則としつつおこなわれている。しかし、そのなかで、労働力の機動的な利用、および生産と基本建設のための資金・資材の投下および工業生産の発展などの諸側面においては、公社内部さらには県の範囲でまた国营工業・企業との間で共同生産・共同建設、分業・協業などが実施されて、生産隊と生産隊の間、各生産隊と公社の間、公社と公社の間、およびそれらと国家・国营工業などの間の生産的・経済的連系はいっそう深まり、社会化の高度化の方向がしめされている。¹⁾ 現在の「三級所有制」のもとの生産隊級所有と公社級所有の相對關係は、もはやいまでもなく、量的には、前者が基本的なものであり主要なものであるが、その質の面からすれば、後者はよりいっそう高次の社会主義的社會化の水準にたつた形態である。公社級所有にもとづく経済は、「人民公社内部の全経済の指導的要素であり、人民公社の偉大な希望と前途を代表するものであって、ひきつづいて発展させるべきものであるが、しかし、この部分の経済は、主として、それ自体の力にたよるとともに、国家の援助をうけて発展させるべきであって、生産隊から過度の蓄積金を調達したり、あるいは、過度の労働力や生産手段を調達して、生産隊所有の経済をよわめる方法で発展させてはならない。また、それは農業生産を援助するものでなければならぬ」（前出「人民日報」²⁾）。「生産隊を基本とする三級所有

「制」は、生産隊を基礎とする公社のすべての経済がいずれも発展するなかで、各級管理組織、経済計算單位の間で経済的結合がさらにかたまる過程をへて、しだいに「公社級を基本とする三級所有制」へと転化・発展する。

人民公社段階における社会主義的集団所有のより低い形態からより高次の形態へのこの発展過程は、(一) 生産隊を基礎とする公社全体の経済がそれぞれに発展するなかで、一人当りの年平均所得が一五〇元ないし二〇〇元の水準にたつすること、(二) 公社級所有の経済の部分が公社全体の経済のなかで主要な・優勢な地位をしめること、

(三) 貧しい産隊が豊かな生産隊の生産・所得水準においつくこと、(四) 農村の機械化・半機械化が一定の水準にたつすること、によつて完成するものである(福慶林、前出「全国農業發展綱要綱」の「武昌會議は、人民公社の単一の集団的りあげ実現をめざして奮闘しよう」)。

所有規定にたつて、人民公社が「集団的所有制から全人民的所有制に移行することは一つの過程があつて、あの地方では比較的是やく三・四年で完成できるであらうし、いくらかの地方では比較のおそく五・六年ないしもう少し長い期間を経過しなければならぬであらう」(同決議「北戴河決議」の一部の引用である)とのべ、さらにすすんで、「現在の経験からみれば、わが国の具体的条件のもとでは、社会主義的全人民所有を全面的に実現する時期はいくらかはやくなるであらうが、はやくなりすぎることはない。広い範囲において、国家工業化を実現し、また公社の工業化、農業の機械化を実現して、高度に發展した現代的工業・現代的農業と現代的科学と文化をもつ社会主義国家を建設しあげるには、たとえわれわれの前進の速度がやややくとも、必要とする期間はさらにきわめて長くなるであらう。この過程のすべてを完成するには、現在から、一五年・二〇年あるいはもう少し長い年月を経過しなければならぬであらう」(同決議)と、人民公社の發展の展望を素描していた。蘆山會議が人民公社の集団的所有制の現段階における内容を「生産隊を基本とする三級所有制」として厳密にしたことによつて、公社の所有制の發展段階

には「公社級を基本とする三級所有制」が全人民的所有制にいたる中間項・形態として位置づけられることになったのであるが、生産隊を基本とする段階から公社級を基本とする段階へと移行するこの時期は、一九六〇年夏当時には、「一九五六年から一九六七年にいたる全国農業発展要綱」が二・三年くりあげ達成されるであろう一九六五年にほぼ一致するかもしくはそのややのちであると予測された^③。そのときになれば、公社によって運営されるトラクター・揚水機などの現代的な農業技術設備が農業の主要な生産手段となるであろうし、これらの現代的な農業生産手段は生産隊の共同所有つまり公社級の所有となる。そして、生産隊所有の役畜・農具などの生産手段・植林・果樹・多年作物および生産隊経営の企業は、いぜんとして生産隊の所有としてひきつづき経営されるであろう（慶應言、前出「大いに意気」^④。こんで豊作を闘いとれ）。

- 1) 「ソ連邦共産党第二回大会決議」（一九五九年二月五日採択）は、社会主義的集団所有＝コルホーズ的所有が全人民的所
有と融合する過程についてつぎのようにのべているが、社会化の次元がことなるとはいえ、そこでの基本的方向、段どりに
は共通の側面があるものと考えられる。「共産主義建設がすすむうちに、コルホーズ生産の社会化の水準が高まり、コルホ
ーズ的＝協同組合的所有は、全人民的所有に接近し、この両者の境界はぬぐいさられるであらう。コルホーズの不分割フォ
ンドは増大し、強まり、コルホーズ相互の生産的つながりはもっと広汎に発展するであらう。所有のコルホーズ的＝協同組
合の形態と全人民的形態との融合は、将来生じるであらうが、それは、コルホーズ的＝協同組合的所有を縮少する結果とし
てではなく、社会主義国家の側からの援助と支持をえて、この所有の社会化の水準を全人民的な所有にまで高めることによ
るであらう」（邦訳『ソ連邦共産党第二回大会』——合同出版社、第一分冊二三四頁）。なお、「ソ連邦共産党新綱領」の第二
部第一章第一節「農業と農村における社会的諸関係の発展」（『経済評論』一九六一年九月号別冊、三五頁～四〇頁）を参照。
- 2) 公社級所有の経済の発展は、その地方の条件にしたがって、多様な形態ですんでいるが、その形態はつぎの五点に総括
されるであらう；(一)、公社所有公社経営の形態——主として、公社営工礦企業・農業機械ステーション・電力ステーション・
農業試験場・大型林業・牧畜・園芸・漁場および短距離運輸など。(二)、公社・生産隊の共営あるいは公社所有生産隊経営の

形態―比較的小規模で農業生産と密切に関連する肥料工場・家畜飼育場・副食品加工工場など(その具体的内容は、公社が資金を提供し、生産隊が労働力を提供して分益すること、あるいは、公社・生産隊が共同で投資し生産隊が労働力を提供して分益する)。(三)、生産隊、級の連合経営の形態―一つの隊が経営することができない牧場・牧場園芸場など。(四)、公社経営の農場・牧場・漁場や各種の専門生産隊の形態―これらは主として公社直属企業であり、統一的に経済計算制をおこない賃金などは公社から支給される。(五)、国家と公社の共営の形態―主として、国家財政商業部門と公社が共営する加工企業(分益制をおこなう)、地区・県と公社の共同投資になる化学肥料工場・総合農場・牧場など。(史向生「人民公社の強化と発展に関する若干の問題」―『人民日報』一九六〇年三月一日などを参照)

- 3) 移行の時期について農業部部长・廖魯言は「生産隊を基礎とする三級所有制を堅持し、公社・生産隊の各級の経済をもに発展させてゆくなかで、公社所有の経済を發展させ、生産隊を基本とする所有制を公社を基本とする所有制の方向に移行させる条件をととのへる。移行の時期については、一九六五年になってから状況をみて決定する」(前出「全党、全国人民をあげて大々的に農業を営もう」)。この一九六五年は「全国農業發展要綱」の実現を所定目標年度である一九六七年より二・三年くりあげて達成しようとする時期の一致する(「くりあげ実現をめざして奮闘することについて決議」―一九六〇年四月一〇日および『人民日報』社説―一九六〇年四月一二日)。

- 4) 「公社級を基本とする三級所有制の物質的基礎は、現代的な農業技術裝備であり、そして、役畜や畜力・手操作による農具は補助的な地位に退くであろう」(廖魯言、前出(「大いに意気こんで豊作を闘いとれ」)。

人民公社制度は社会主義社会のそれぞれの時期の生産力發展の水準、および共産主義社会の生産力發展の水準に照応する生産関係をもちいれることができることと、その社会組織の形態であつて(武昌会、議決議)、その發展過程は生産力と生産関係の發展水準の差異から、たがいに関連しつつまた性質を異にするいくつかの段階に区分することができる。全般的な發展過程からみれば、社会主義と共産主義という二つの大きな歴史的段階に分かれ、社会主義の段階では、また、社会主義的な集団的所有と社会主義的な全人民的所有の二つの段階に区分される。そして、さらに集団的所有の段階は、「生産隊級を基本とする」段階と「公社級を基本とする」段階に区分される。

（前出『人民日報』社説）¹⁾ こうした一連の所有制の発展段階からすれば、当面の「三級所有制」の発展過程は、公社における社会主義的集団所有がより高く深く社会化する過程である。そして、この過程における数多の経験と教訓

は、「公社級を基本とする三級所有制」の内容をもつ集団的所有がさらにすすんで社会主義的な全人民的所有制へ発展・転化する過程で提起される課題を処理する方法と段どりをより明白にするであらう。²⁾ いうまでもなく、

「集団的所有制から全人民的所有制への移行が早いかおそいかは、生産発展の水準と人民へ意識程度などの客観的存在の状況によって決定されるものであって、人間の主観的な願望によって、早めようと思えば早く、おそくしようと思えばおそくすることはできない。したがって、この移行は相当長い時間をかけてはじめて全国的な範囲で時期を分けて地方ごと実現することができるのである」^{（武昌会議決議）}

1) 北戴河会議、武昌会議は、すでにみたように「三級所有制」について明確にするところがない故に、公社所有制の発展過程を、社会主義的集団所有から全人民所有へ、社会主義的全人民所有から共産主義的所有へという二つの段階をふくむものとしてのみとらえている。すなわち、「集団的所有制から全人民的所有制への移行は一つの過程であって、地方によっては比較的是やく、三・四年でおわるところもあるが、地方によっては比較のおそく、五・六年あるいはもっと長い期間を要するところもある」^{（北戴河会議、武昌会議決議も同文を引用している）}。「農業生産協同組合から人民公社への転化、社会主義的集団所有制から社会主義的全人民所有制への移行、社会主義から共産主義への移行、これらはたがいに関連したたがいにことなるいくつかの過程である点を指摘しなければならない」^{（武昌会議決議）}。

2) 「全人民的所有制に移行しても、国营工業と同じように、その性質はまだ社会主義的なものであって、各人はその能力に応じてはたらし、その労働力において報酬をうけとる」^{（北戴河会議決議）}。「社会主義的集団所有から社会主義全人民所有へ移行することは、社会主義から共産主義に移行することを意味するものではない。まして、農業生産協同組合が人民公社になることは社会主義から共産主義へ移行することを決して意味しない」^{（武昌会議決議）}。単一の世界社会主義的全人民所有制の創設にかんするこうした展望は、社会主義社会における商品生産の根柢と関連して、社会主義社会の全期間にわたって、

社会主義的所有の二形態——全人民所有と集団所有の存在が不可避であるとする見解（たとえば、ソ連邦『経済学教科書』——改訂三版三五章）の全面的な再検証を要請するものであり、さらに、一般には、社会主義社会の性質認識についての再検討をも要請している。（陳大倫「当面のわが国における所有制、および集団的所有制が社会主義的全人民所有制へ移行する問題について」——前出『わが国の社会主義建設におけるいくつかの経済問題』、杉野明夫「人民公社と社会主義的所有の二つの形態」、『経済学雑誌』第四二巻第四・五合併号、なお、呉璉「社会主義社会の過渡的性質」——『経済研究』一九六〇年五期、陶鈞「過渡期の法則の問題にかんする討論」——『人民日報』一九六〇年八月五日、などを参照）

〔補論〕「政・社会一」

資本主義商工業と小農経済・個別経済にたいする社会主義的改造——国家資本主義の諸形態による公私共営化と農業生産などの集団化——が基本的に終了したあと、一九五八年一月から工業・商業・財政の管理体制の改革がおこなわれて、国家あるいは上級管理機関の権限は下級機関に逐次移管され末端下級管理単位の強化がおこなわれてきた。これらの改革は「工業管理・商業管理・財政管理の一部の権限を、地方の行政機関や工鉱企業単位に移讓して、地方や企業の自主性と積極性をさらに發揮させ、それぞれの条件におうじて国家の全般的な計画を完成するようになる」¹⁾（『工業・商業と財政管理体制を改善しよう』、『人民日報』社説一九五七年一月一八日）ことを目的とするものであった。こうした一連の管理体制の改革と人民公社制度の創設によって、農村における末端の行政単位である郷の人民委員会は、農村における生産・経済と生活などのすべての側面を包括した公社制度（三（四）協同組合——農業生産・購販・信用・運輸協同組合——を統合し、一部の国营企業・財産の移管をうけている）と分離して別個に存在することが無意味になり、公社の社務管理委員会と合体内、行政機構と公社管理組織が統一されることになった。公社において体制化されている「政・社会一」は、行政と经济管理の二つの機能を融合することによって、政治・経済上の管理効果をたかめようとするものであるが、

それは、ただたんに、公社化以前に人民委員会と各種の農業経営組織などの間に存在した指導と被指導、民主と集中などの外在的關係が公社のうちに統一されたという機構上の大きな変革であるばかりか、(一)国家権力が公社経済の内部に浸透し国家と公社の内在的連系をつよめ、(二)国营企業・財産の移管によって集団的所有の経済と全人民的所有的の経済をかたく結合するなどの諸点において、基本的に集団的所有の経済である人民公社に全人民的所有的の性格、全人民の利益と意志を代表する性格を付加するものである（『済能』「政社合一を論ず」）。そして、それは人民公社制度の主要な特徴の一つであって、公社の社会主義的、社会化の高さをしめす一つの指標となっている。

そして、さらに重要なことに、「政・社合一」は、過渡期において社会主義が全社会生活の面で決定的な勝利をえていご、国家権力の機能が、対外的には反帝国主義、部分的には反革命鎮圧という側面に發揮されながらも、主として、人民内部の非敵対的矛盾を「團結—批判—團結」の方法によって調整し解決する側面に集中されていることを示すとともに、また、国家の機能が政治的なものからしだいに管理的なものへ転化するという国家の死滅の過程の第一段階が日程化していることをも意味するものである。³⁾なお、工業などの管理体制の改革は、ソ連邦においても一九五七年いらい、「フルシチョフ改革」の一環として実施されており、そのなかで、国家機関の機能の一部分が社会的諸団体に移譲されつつあり、事態の発展のなかに共通の諸側面をふくんでいることは注目されるべきである。⁴⁾

- 1) 国務院「工業管理体制の改革に関する規定」「商業管理体制の改革に関する規定」および「財政管理体制の改革に関する規定」(一九五七年一月一日公布、一九五八年一月実施)、『新華半月刊』一九五七年二四号)を参照。なお、工業については、藤本昭「中国における工業管理制度の改革」(『経済学雑誌』第四卷第三号)を参照。

2) 「普通の場合、人民内部の矛盾は敵対的、なものではない。しかし、その処理が不適当であったり、警戒心を失って不感性的になっていくと、敵対関係が生ずることもありうる」(毛沢東、前出「人民内部の矛盾の正しい処理の問題について」一七一頁)。

3) レーニン『国家と革命』(とくに第五章「国家死滅の経済的基礎」—国民文庫一二二頁以下)および、毛沢東「人民民主主義独裁について」—戦後著作集五七頁以下)を参照。社会主義革命がすべての国で同時におこるであろうと考えていたエンゲルスは、国家の死滅についてつぎのようにのべている；「国家が事実上全社会の代表者として登場する最初の行為—社会主義の名において生産手段を掌握すること—それは、同時に、国家が国家としておこなう最後の自主的行為である」(『反デューリング論』—大月書店『マルクス・エンゲルス選集』第一四卷四七四頁)。「国家の機能のもっとも主要な部分が、労働者自身によるこのような記帳と管理に還元されるならば、そのとき、それは『政治的国家』たることをやめる。そして、『社会的機能』は、政治的なものから単純な管理的機能へ転化する」(前出『国家と革命』一四六頁)。

4) 「共産主義建設の新しい段階では、国家機関の機能のかなりの部分が、しだいに社会諸団体にうつってゆくであろう。…たとえば、もういまでも、以前に国家機関によつてはたされていたおおくの機能が、労働組合によつてはたされている」(スースロフ「共産主義への移行期における理論問題」—『ソ連邦共産党第二一回大会』合同出版社、第三分冊六九〇七〇頁)。なお「ソ連共産党新綱領」は「社会主義国家は発展をかさねて、今やそれは勤労者ソビエトや労働組合・協同組合およびその他の大衆団体が統合される社会的共産主義自治体に逐次転化しようとしている。…現在の国家の経済および文化管理に類似する社会的機能は、社会の発展に正比例して変化しつつ、完成され、共産主義においても維持されるであろう。けれどもその現われの性格と方法は社会主義下における場合とは異なるであろう。計画と記録、経済および文化の発展の指導などに任じている諸機関は、現在国家的なものであるが、共産主義の下では政治性を失って社会的自治機関に転化するであろう」(『経済評論』一九六一年九月号別冊、五一頁、なお、上野一郎「ソ連における社会主義国家の発展」—『経済評論』一九六一年一二月号を参照)。

追記

『広義政治経済学』『我国過渡期の国民経済の分析』の著者として知名な経済学者、許滌新は、最近の論文において、「生産隊を基本とする三級所有制」を論ずるに際して、蘆山会議の決議を引用しつつ、「『生産隊（現在は生産大隊とよぶ——引用者）……生産小隊（現在は生産隊とよぶ——引用者）……』と、二つの組織単位の名称があらためられていることをあきらかにしている。「生産大隊」という単位は、武昌会議の決議において、各人民公社の条件によつては、各種の計画実施・管理効果をたかめるために、設置してよいものとして、生産隊、生産小隊の上級におかれたものであったが、一般には、公社―生産隊―生産小隊が設置されてきたのである。許滌新の指摘が一般に妥当するものであるとすれば、その背景には、たんなる名称上の変更にとどまることなく、一九五九年八月当時に確定された生産隊（基本単位）が、それいご、生産・建設活動（対自然災害活動）の過程で、しだいに規模を拡大し、当時の生産編成の枠をこえるなど、新しい次元に発展したという事態があるものと考えられる。しかし、その詳細はなおあきらかではないので、本稿においては、三級単位を公社―生産隊―生産小隊としておいた。（「現段階における農村人民公社の根本制度を論ずる」―『紅旗』一九六一年一五・一六合併号）。

（備考）本稿は、天野元之助教授を中心とする「中国人民公社の総合的研究」（昭和三六年度文部省科学研究助成金をうける）において、筆者が分担する課題―「農村人民公社における蓄積と消費」―に接近するためにおこなった一つの前提作業である。